

法人二税の新たな超過課税に関する緊急要望

神奈川県では、人口の集中や産業の集積が著しく、生活環境や都市基盤の整備といった大都市圏特有の財政需要に対応するため、法人県民税及び法人事業税の超過課税措置を講じ、平成18年度から22年度までの5年間は、「地震防災対策の強化」及び「地域経済の活性化」という目的で県民のくらしの安定や県内産業の振興などを図るための施策・事業に活用されている。

今回現行の超過課税制度の期限が到来するにあたり、神奈川県では新たな制度設計を進めている中で、その活用項目として「道路等の社会基盤整備」に重点的に活用する内容の素案をまとめている旨、本年7月開催の市長会議において説明があった。

この超過課税制度により行われてきた施策・事業は、これまで県内各市町村においても多大な効果をもたらしたものであると評価するところである。しかし、本件課税権が神奈川県にあることは十分認識しているものの、今回制度設計を進める中で県内19市に対して十分な説明がなされずにこのような決定がされることは、極めて残念なことであるとともに、人口の3分の2が3つの政令市に集中しているなどの神奈川県の実情への配慮がされない現在検討中の活用項目では、地域的な受益に不均衡が生じかねない懸念があると言わざるを得ない。

また、大きく税収が落ち込む中、各種施策を短期間に、計画的に展開しなければならないことは、神奈川県内市町村共通のものである。

以上のことを再認識し、今回の法人二税の新たな超過課税については、これまでどおり県内市町村にとり有効で、県内全域に活用される施策・事業に重点を置くことを強く要望するとともに、今後は新たな施策等の制度設計にあたっては、県内19市との協議等を十分に行うことを併せて要望するものである。

平成22年8月5日

神奈川県知事

松沢 成文 様

神奈川県市長会

会長 茅ヶ崎市長

服部 信明